

## お知らせ

令和5年3月8日  
北陸地方整備局

## 積算基準について

入札書提出締切日が令和5年3月1日から3月31日までに設定されている工事及び業務については、令和4年度積算基準に基づくものですが、令和5年2月に令和5年度積算基準が公表されたことを踏まえ、次のとおりの対応措置を行います。

## ○ 措置内容

令和5年4月1日以降、契約書に基づく協議により、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができます。

変更後の請負代金額 =  $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$ ：新積算基準に基づき作成した予定価格に相当する額（単価は入札書の提出期限の日のもの）

$k$ ：落札率

なお、当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとします。